

## 北上市パートナーシップ宣誓制度概要

### 1 目的

北上市パートナーシップ宣誓制度は、「北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例」の趣旨に基づき導入するものであり、性的マイノリティの方々がパートナー及び家族であることを宣誓することにより、パートナーシップ関係にあることを市が証明するとともに、この制度を通じて市民や事業者等が性の多様性についての理解を深め、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる地域社会を目指すことを目的とする。

### 2 定義

#### (1) 性的マイノリティ

性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。

#### (2) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において継続的に責任を持って協力し合うことを約束した、双方又は一方が性的マイノリティである二人、又はこの二人とその子（養子を含む。以下「子」と記載）や親（養親を含む。以下「親」と記載）を含んだ関係をいう。

#### (3) 宣誓

パートナーシップにある者が、市長に対しパートナーシップにあることを誓うことをいう。

### 3 制度の名称

「北上市パートナーシップ宣誓制度」

### 4 証明事項

「パートナーシップ宣誓書受領証」により、市が宣誓書を受領したことを証明する。

### 5 対象者

宣誓をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

#### (1) 成年（18歳以上）であること。

#### (2) 宣誓をしようとする者のいずれかが市内に住所を有していること又は宣誓をした日から3か月以内に市内に転入を予定していること。

#### (3) 配偶者がいないこと。

- (4) 共に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップ又はこれらに類する関係にないこと。
- (5) 双方が近親者(直系血族並びに3親等以内の傍系血族及び直系姻族をいう。)でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。
- (6) 過去に、当市においてパートナーシップ宣誓を無効とされたことがないこと。
- (7) 宣誓をしようとする者の子又は親を含めて宣誓を行う場合にあっては、その対象とする子及び親について、本人の同意があること。(満15歳未満である時は除く。) また、宣誓しようとする者のどちらか一方と生計が同一であること。

## 6 宣誓者が利用可能な行政サービスについて

本市が提供する行政サービスについて、根拠となる規定や権限を精査のうえ、柔軟な運用に努めるものとし、提供が可能となったサービスについては、分かりやすい情報提供に努める。

## 7 宣誓者が利用可能な民間サービスについて

宣誓者が利用可能となる民間サービスの分かりやすい情報提供に努めるとともに、民間企業との情報共有等による一層のサービスの充実を目指す。

## 8 自治体間連携と制度の見直しについて

近年、同様の制度を導入する自治体が増えていることから、将来的な近隣市町との相互利用<sup>※1</sup>や、転出入時の事務手続きの軽減<sup>※2</sup>を見据えて、制度に関する情報提供や意見交換を進めるとともに、市民ニーズや他自治体に関する情報収集に努め、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

※1 お互いの宣誓書受領証等を、そのまま相互に使用できる仕組み。

※2 転入時に前住所における宣誓書受領証等を提示することによって、転入先での事務手続きの軽減が受けられる仕組み。

## 9 その他

- (1) 本制度は、婚姻や養子縁組と異なり、法律上の効果が生じるものではない。
- (2) 戸籍や在留資格が変わるものではない。
- (3) 宣誓や受領証の発行による手数料はかからない。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担となる。
- (4) 市は、本制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者へ周知啓発に努める。

- (5) 市は、多様な性に対する理解促進、啓発を行い、アウトィング等の権利侵害にあたる行為の防止に努める。

10 導入時期

令和6年4月1日